

議員提出議案第2号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年(2023年)10月6日提出

宝塚市議会議長 富川晃太郎様

(提出者)

宝塚市議会議員	大川裕之
同	池田光隆
同	三宅浩二
同	寺本早苗
同	大島淡紅子
同	田中こう

宝塚市条例第 号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(議員報酬の月額の特例)

2 令和5年11月1日から令和9年4月29日までの間に限り、第2条の規定の適用については、同条中「702,400円」とあるのは「667,200円」と、「631,100円」とあるのは「599,500円」と、「579,400円」とあるのは「550,400円」とする。

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。